

議事日程第4号

平成22年6月28日(月)

第1 議案上程(議案第43号から第49号まで)

委員長報告(総務、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第50号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会運営委員会委員の辞任許可

第4 議会運営委員会委員の選任

第5 継続審査事件の承認

第6 議員派遣の件

出席議員(20人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	18番 杉本博治
19番 笹川圭光	20番 吉田清孝	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長 小玉一克

副事務局長 目黒重光

局長補佐 木元義博
主任 武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	戸部秀悦
産業建設部長	鈴木剛	企業局長	豊沢正
企画政策課長	山本春司	総務課長	武田英昭
財政課長	加藤謙一	税務課長	三浦喜光
市民生活課長	加藤透	環境防災課長	齊藤豊
子育て支援課長	天野綾子	福祉事務所長	杉山武
農林水産課長	伊藤敦	観光商工課長	田原剛美
建設課長	渡辺敏秀	下水道課長	三浦源蔵
病院事務局長	船木道晴	会計管理者	加藤久夫
学校教育課長	西村隆	生涯学習課長	三浦進
監査事務局長	加藤公洋	農委事務局長	高橋郁雄
企業局管理課長	船木吉彰	選管事務局長	(総務課長併任)

午後 2時02分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第43号から第49号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第43号から第49号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第43号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、3歳に満たない子のある職員が請求した場合に時間外勤務をさせないようにすること、職員は配偶者が育児休業をしている場合であっても育児休業ができるようにすることなど、所要の改正を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

委員より、非常勤職員及び臨時的に任用される職員が育児休業できない規定とした理由について質疑があり、当局から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものであるが、非常勤職員及び臨時的に任用される職員については、職員の長期かつ継続的な勤務を促進するという育児休業の目的になじむものではないことから、当該職員については適用外とされたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号公有財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧湯本児童館を湯本郷中会に無償譲渡するものであり

ます。

委員より、無償譲渡した後の維持管理費等の考え方について質疑があり、当局から、湯本郷中会では当該施設の一部を集会施設として活用する予定であるが、光熱水費及び小破修理等については、すべて同郷中会で対応してもらう考えである。また、トイレなど部分的な改修要望もあるが、このことについてはコミュニティ施設改修事業補助金を活用して対応する方向で協議しているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、当該施設に係る土地貸付の考え方について質疑があり、当局から、当該施設がある市所有地2千672平方メートルのうち、一部を無償貸与としたい考えであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第44号男鹿市一般ガス（13A）供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、本市ガス事業において、男鹿・若美両地区の料金統一を図るとともに、経済産業省の指導のもと、熱量変更後の原価見直し及び購入原料価格の高騰に伴い料金改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、第30条第2項第1号の基準平均原料価格1万9千300円とあるが、この価格の算定方法と、この価格が変動した場合の取り扱いについて質疑があり、当局から、基準平均原料価格1万9千300円については、本年1月から3月のプロパンガスと液化天然ガスの輸入原料価格に基づいて算定しているものである。今後は、輸入原料価格と基準平均原料価格を比較し、100円以上の増減があった場合は、変動額100円当たり0.031円が基準単位料金に加算または減額され、毎月料金に反映されるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査結果により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第45号男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市簡易ガス事業において、購入原料価格の高騰に伴い料金改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第47号から第49号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る18日開会し、正副委員長を互選の後、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

まず第1点として、例月現金出納検査結果報告書における財政調整基金の一時借入金残高及び差引残高の実態等その内容について。

第2点として、男鹿市総合計画と市長公約との優先度等、その考え方と今後の計画樹立への具体的なスケジュールについて。

第3点として、新築間もない船川保育園を改修しなければならない、その理由について。

第4点として、男鹿みなと市民病院の人工透析室増設に伴う受け入れ体制等、具体的対応とあわせ、患者への支援充実策及び関連する予算計上のあり方、さらに今後の病院経営見直しと経営健全化計画見直しの考え方等について。

第5点として、男鹿総合観光案内所未利用地の活用と今後の構想、及び当案内所未利用地活用事業選定委員会の開催状況について。

第6点として、男鹿市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱と秋田県住宅リフォーム緊急支援事業補助金交付要綱との違いについて。

第7点として、男鹿地区消防一部事務組合消防職員の飲酒問題に係る、その処分、経緯等について。

第8点として、おが地域振興公社において、組織として改善すべき点があるのではないか。その考え方とあわせ、なまはげ館第二期工事への今後の取り組みについて。

第9点として、男鹿市民文化会館における洋式トイレの設置状況と今後の設置方について。

第10点として、緊急雇用創出臨時対策基金事業の事業内容と効果について。

第11点として、参議院議員選挙用ポスター掲示板が国会閉会前に設置されているが、その違法性の有無と設置に至る経緯について。

などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第47号から第49号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第43号から第49号までを一括して採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は可決であります。本7件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から第49号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第50号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第50号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議案第50号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第50号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の大嶋久美子氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。大嶋久美子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号については異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。笹川圭光君から、一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があります。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会運営委員会委員の辞任許可

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議会運営委員会委員の辞任許可を議題といたします。

お諮りいたします。笹川圭光君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、笹川圭光君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。笹川圭光君の議会運営委員会委員の辞任許可に伴い、1名の委員が欠員となりました。この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉本博治君を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、杉本博治君が議会運営委員会委員に選任されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 継続審査事件の承認

○議長(吉田清孝君) 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第103条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第 6 議員派遣の件

○議長（吉田清孝君） 日程第 6、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 159 条の規定により、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、配付いたしておりますとおり議員を派遣することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて 6 月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 2 時 23 分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 畠 山 富 勝

議 員 船 橋 金 弘